

# ながいずみ健康わくわくクラブ規約

## 第1章 総則

- 第1条** クラブの名称は、「ながいずみ健康わくわくクラブ」略称「わく健」クラブ（以下「クラブ」という）と称し、事務局をNPO法人長泉町体育協会に置く。
- 第2条** クラブは、長泉町内において生涯スポーツの振興を図り、青少年の健全育成、成人者の健康体力づくり、高齢者の健康寿命延伸及び仲間づくりを考えた事業で、元気で健康な町づくりに寄与することを目的とする。
- 第3条** クラブは、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 各種レクリエーション、スポーツ教室、スポーツ大会、子どもゲーム大会、文化・福祉に関する教室
  - (2) 会員相互の親睦の為のイベント、各種講演会、及び研修会
  - (3) NPO法人長泉町体育協会事業の支援
  - (4) その他、クラブの目的達成のために必要な事業

## 第2章 会員

- 第4条** クラブは会員に対し、会員証を発行する。
- 第5条** クラブに入会するものは、次の要件を満たしていなければならない。
- (1) クラブの趣意、目的に賛同し諸規約を厳守するものであること。
  - (2) 子供の入会は保護者の責任のもとで入会すること。
- 第6条** 会費とは、次のものをいう。（その額は別表に定める）
- (1) 年会費
  - (2) 教室参加料（教室毎に定める）
  - (3) 保険料
- 第7条** クラブに入会希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。また入会后、申し込み時の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出をすること。
- 第8条** 会員が次項に該当するに至ったとき、会員資格を喪失する。
- (1) 会員は、脱会、除名、死亡によって喪失する。
  - (2) 会員が脱会しようとする場合は、書面をもってクラブへ提出すること。ただし、本人が死亡または転出等の場合は、代理人からの申し出を可とする。
- 第9条** 会員が次項に該当するに至ったとき、運営委員会の決議を経て除名する。
- (1) クラブの名誉を著しく毀損したとき。
  - (2) 会費の支払いを怠ったとき。
- 第10条** 会費は原則として返還しないものとする。ただし、事情により本クラブが認めた時はこの限りでない。

## 第3章 組織

- 第11条** クラブに次の役員を置く。
- (1) 代表1名

- (2) 副代表 2 名
- (3) クラブマネージャー 1 名
- (4) 運営委員 16 名以内
- (5) 監事 2 名 (体育協会監事があたる)

**第 1 2 条** 役員は、体育協会役員、理事、指導者、一般の中から選出する。

2 代表、副代表は、体育協会役員会で決定し、総会で承認する。

3 運営委員は代表が選出し、総会で承認し、運営委員会を構成する。

**第 1 3 条** 役員の職務を次のように定める。

(1) 代表は、クラブの会務を総統する。

(2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはその職務を代行する。

(3) クラブマネージャーはクラブの円滑な運営が行えるよう、会員スタッフ相互の環境を整える。

(4) 運営委員は、部会を構成し、会の任務を執行する。

(5) 事務局は N P O 法人長泉町体育協会事務局におき、クラブの会計、事務を行う。

(6) 監事はクラブの会計、事務及び業務の執行状況を監査する。

**第 1 4 条** 役員の任期は 2 年とし欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 運営

**第 1 5 条** 総会は会員、支援団体、運営委員により構成し、代表が招集する。定期総会は、年 1 度開催し、臨時総会は代表または運営委員会が必要と認めたととき開催する。

2 総会の議長は、運営委員より選出する。

3 総会は次の事項を審議し決議する。

(1) 事業報告及び収支決算に関する事項

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 規約等の改正に関する事項

(4) その他クラブに関する重要事項及び運営委員会が必要と認める事項

4 運営委員会は代表が必要と認めたととき招集する。

5 運営委員会の議長は代表とする。

**第 1 6 条** クラブに、事業企画部会、指導者部会、広報部会を置く。

**第 1 7 条** 部長は部会協議内容を運営委員会に報告する。

**第 1 8 条** 事業企画部会は運営委員会で選任された委員により構成される。

2 事業企画部会は、クラブの教室、大会、イベントの企画立案を行う。

3 企画立案のためのアンケート調査

4 その他運営に関する事項

**第 1 9 条** 指導者部会は運営委員会で選任された委員により構成される。

2 指導者の発掘及びデータベースの管理

3 指導内容の検討

4 その他運営に関する事項

**第 2 0 条** 広報部会は運営委員会で選任された委員により構成される。

2 町の広報誌、インターネットでの広報活動

3 大会、教室、イベントの PR 活動及び結果報告

4 その他運営に関する事項

## 第5章 責任義務

第21条 会員はクラブの活動に際しては、指導者、施設管理者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに反しての事故、障害、盗難について、クラブ、指導者に対し、一切の損害賠償責任を請求しない。

第22条 クラブでの活動中における傷害、事故については、クラブの加入するスポーツ保険の対象範囲内で対応するものとし、クラブはその範囲を超える一切の責任を負わない。

## 第6章 守秘義務

第23条 クラブの運営に当たっての個人情報の取扱いについては、長泉町個人情報保護条例を遵守するものとする。

## 第7章 会計

第24条 クラブの経費は次に掲げるものとする。

- (1) 会員会費
- (2) 事業参加料収入
- (3) 委託金、補助金、寄付金他
- (4) その他の収入
  - 2 クラブの事業計画に伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。
  - 3 クラブの収支決算書は毎事業年度終了後、速やかに代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
  - 4 クラブの会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 附 則

本規約は平成23年5月31日の設立総会の承認をもって施行し、平成23年5月31日から適用する。

### 別 表

#### ながいずみ健康わくわくクラブ会員会費

会員は、下記の金額を会費として負担するものとする。

| 区分          | 対象           | 年会費          | 登録料 | 保険料                      | 参加料（単発事業・5回又は10回教室）   |
|-------------|--------------|--------------|-----|--------------------------|---|
| 会員          | 大人           | 16歳以上（高校生以上） | 500 | —                        | 教室毎に参加料を定める。<br>[原則]<br>フロア教室 260円/回<br>フロア教室 470円/回（親子あそび）<br>プール教室 540円/回（大人対象）<br>プール教室 490円/回（小人対象）<br>屋外教室 550円/回（テニス） |
|             | 小人           | 小・中学生        | 300 | —                        |   |
|             | 幼児           | 未就学児         | 0   | —                        |   |
| 一般<br>（未会員） | 16歳以上（高校生以上） | —            | 500 | 一日傷害保険<br>30円/日<br>（教室毎） |   |
|             | 小・中学生        | —            | 300 |                          |   |
|             | 未就学児         | —            | 0   |                          |   |

■会員 年度初め、又は年度内に1度年会費を支払う。会員特典を得られる。

■一般 第1期、第2期、第3期で教室申込みする度に登録料が発生する。